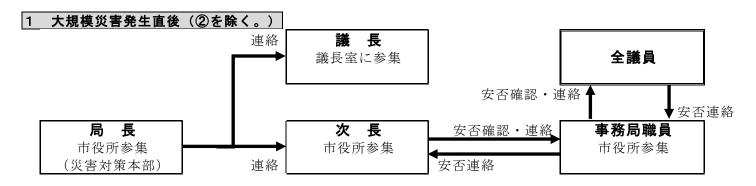
(R3.9.2議会運営委員会)

議会危機管理フロー

武蔵野市議会基本条例第20条の規定に基づき、大規模な災害が発生した非常時においても、議会機能を維持するため、①災害対策本部が設置されたとき若しくは震度5弱以上の地震が発生したとき又は②緊急事態宣言等による対策本部が設置されたときの対応は、次のとおりとする。



- (1) 議長は、市役所議長室に参集する。
- ② 局長をはじめとする議会事務局職員は、市役所へ参集する。
- ③ 議員及び事務局職員は、相互に安否連絡及び確認を行う。

2 災害時代表者会議又は災害時全員協議会を開催する場合

- (1) 全員協議会室等 | ・議員は、議長の招集に基づき全員協議会室等に参集する。 に参集 ・災害時代表者会議・災害時全員協議会を開催する。 災害時代表者会 議・災害時全員協 ・災害時代表者会議・災害時全員協議会の運営方法は、その都度定める。 議会開催 ③ 対策本部会議の ・対策本部会議の内容を局長等から説明し、今後の対応を協議する。なお、議員 内容説明、対応協 は、本部会議の内容については慎重に取り扱うものとする。 今後の議員行動 ┃・今後の議員行動(連絡方法、次回参集日時、参集できない場合の連絡方法、避難 の確認 所状況・必要物資の伝達方法等)を確認する。 ・散会する。
- *災害時代表者会議は各会派代表者を、災害時全員協議会は全議員を対象とする。
- * 上記の会議における対象者の参集が困難な際は、オンライン会議により情報共有を図る。
- 事務局は、次の内容について議員に貸与されているタブレット型端末機等に掲示する。
 - ア 対策本部の状況
 - イ 議員の安否状況
 - ウ 議会の対応等

3 その他

- (1) 議長に事故があるときは、その職務を代理する第1順位は副議長、第2順位はあらかじめ議長が指名した者とする。
- (2) 事務局職員の分掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 局長 本部会議出席・事務局待機
 - イ 次長 議員との連絡調整
 - ウ 職員 本部 (連絡員、初動要員)・事務局・交代要員
- ③ 休日、夜間も上記に倣うが、該当する職にあたる者が参集できない場合は、下位の者が代理となる。
- (4) 事務局への連絡先は、次のとおりとする。 電話番号 0422-60-1882、0422-60-1883 (直通) FAX 番号 0422-55-7555 e-mail アドレス ofc-gikai@city.musashino.lg.jp